

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号)</p> <p>第1条～第3条 略 (期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の200、12月に支給する場合には<u>100分の210</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条 略</p>	<p>○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号)</p> <p>第1条～第3条 略 (期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の200、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条 略</p>

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号)</p> <p>第1条～第3条 略 (期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の200</u>、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条 略</p>	<p>○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号)</p> <p>第1条～第3条 略 (期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の205</u>、12月に支給する場合には<u>100分の215</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条 略</p>